

第11回 液化石油ガス流通ワーキンググループ 事務局提出資料③

～市場監視・モニタリングについて～

令和7（2025）年3月19日

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

前回WGにおける御指摘事項①

- 前回WG（24/11/20）は、商慣行是正に向けた市場監視・モニタリングに関する初回会合ということで、改正法令施行後の状況について様々なご意見をいただいた。
- 特に通報フォームに寄せられた情報への対応や、問題となりうる行為の判断基準の整備に関する指摘が多くなされたところ、本日も引き続き、商慣行改革を着実に推し進めていく観点から、ご意見・ご議論いただきたい。

■ 通報フォームに寄せられた情報と規制当局による対応

- 7月以降10月末までに700件の通報があるというのは、直感的には多いという印象。そのうち、過大な営業行為や利益供与が過半を占めるということであり、グレーな行為に対処していく努力が必要ということだと思う。
- 改正法令が施行された7月以降は目に余る違法行為に関する情報は耳に入っていないが、グレーな事例はある。通報フォームにも情報提供しているが、どこまで指導ができているのか。通報した事業者からみれば、通報に対して何かしらの報告は欲しい。もっといえば、明らかに問題ある行為については、いきなり営業停止や登録取り消しといかないまでも、注意をする、もしくは、事業者名を公表する等、厳しい措置を含めた指導を行ってほしい。
- 通報フォームに寄せられた情報について、動きが見えないと通報しなくなるという声もあり、差し支えない範囲で通報に対してどのような対応がなされたのか等の活用状況について共有してほしい。
- 通報フォームに寄せられた情報のうち過大な営業行為に関するものが多いとのことであったが、現場では通報されていない事例も数多くあるものと思われる。そうした行為を抑制するためにも、問題ある行為については厳しく対処するという規制当局の姿勢を明確に示すことが重要。通報された情報に対するフィードバックがないと、規制当局が甘く見られるおそれがあると思う。
- 16事業者に対して事実確認もしくは指導を行ったとの報告があったが、やはり、法令に基づく報告徴収、立入検査といった法執行が必要だと思う。そのためにも、行政側の体制確保・整備をお願いしたい。
- 通報フォームに寄せられた情報が、どれだけ市場監視につながっているのかをしっかりと示すことが重要。そうすることで通報情報の数も増え、具体的な判断事例の積み重ね、ガイドラインの進化につながっていくと思う。
- 通報フォームに寄せられた情報の中には特定商取引法に違反するのではないかという事例もある。引き続き国土交通省、消費者庁、公正取引委員会と連携して監視・取締りを行ってほしい。
- 7月以降に消費生活センターに寄せられた相談事例をみると、戸建て住宅における訪問販売での強引な勧誘事例はまだ多い。

前回WGにおける御指摘事項②

■ガイドライン等の整備

- 事業者からの問い合わせや通報フォームに寄せられた情報を一つ一つ拾い上げて判断をしながら事例を積み重ねていき、ガイドランに反映したり、事例として公表しながら、問題事例について周知を行っていくといったかたちで取引の適正化を図っていくということだと思う。もちろん、消費者利益が害されないよう、迅速に対応することは必要だが、どうしても一つ一つの事例をみることは必要であり、リソースの問題もあるので、できることを着実にやっていくことがまずは大事だと思う。
- 問題行為に関するガイドラインについては、通報事例やWGの意見も踏まえて更新していく必要がある。また、問題事例の考え方については、各社の経営陣が統一見解をもって理解することが大事だと思う。異なる理解の下で過大な営業行為が継続されることがないように取り組んでいただきたい。
- 市場監視や取り締まりをして行くに当たって、判断基準がないと難しいと思う。司法判断も見据えた上で、判断基準を明示していく必要がある。
- 執行に際して、基準の統一性は重要。行為の善し悪しが機械的に判断できるほど執行も上手く回りやすい。今後、判断基準を明確にして、ガイドラインに反映していくということが大事だが、今は、その善し悪しの考え方を精査していく段階だと理解している。

■商慣行是正に向けた自主取組宣言

- 自主取組宣言については、法律で縛るハードローではなく、いわゆるレピュテーションと呼ばれる消費者の方々からの評価により事業者の行動を変えていくアプローチとして評価する一方で、言いっぱなしになる懸念もある。実際にヒアリング等を行った際に宣言の内容と取組が合致しているのか、合致していないのであればなぜなのか等を追求することで、執行にも役立ててもらいたい。
- まだ全体の1割の事業者しか宣言を出しておらず、宣言済み事業者数の伸びが鈍化している背景としては、大手を中心に宣言がなされており、中小事業者による宣言が進んでいないという点が挙げられる。改正法令の施行前に、取組宣言をした事業者を狙い撃ちにしたような駆け込み営業行為があったため、宣言を自粛する動きもあった。しっかりと取り締まりがなされないと、宣言しようということにはならないと思う。
- 取組宣言を行っているのは大手事業者がほとんどだが、残念ながら宣言の内容が横並びで形式的なものとなっているように思う。事業者毎の独自の取り組みや決意表明等より踏み込んだ宣言を求めたい。他方、家族経営の小規模な事業者においては取組宣言は難しいと考えられる。業界団体が方向性を示すかたちでバックアップすると良いのではないか
- 全国LPガス協会としては、取組宣言の参考となるよう、今年の3月に自主行動指針を決定し、各都道府県協会に周知したところ。宣言については各自創意工夫を凝らしてほしいと依頼している。協会として宣言することで、参加の事業者に襟を正すよう依頼しているところもある。
- 取組宣言を行い、改正省令の趣旨に沿って対応するよう現場にも周知徹底している。
- 取組宣言後、7月に公表された改正ガイドラインを読み込んだ上で、社内向けのガイドラインを作成し、全社員に会議等を通じて周知している。改正省令を踏まえて過大ではない営業を行うということで取り組んでいる。

前回WGにおける御指摘事項③

■市場監視・モニタリングの進め方、その他のご意見

- LPガス地方懇談会をモニタリングの場とするならば、より多くの消費者や事業者に関心を広げていけるよう、公開の範囲を広げることを検討いただきたい。
- LPガス事業者からのヒアリングでは、社内体制整備、取引先への説明、自主取組宣言の社内周知や消費者への周知等について伺いたい。
- 流通の分野では、トラックGメンによる検査が事業者にとってかなりの抑止力となっていると聞く。
- LPガス事業者だけではなく不動産業界への周知徹底、協力体制の構築が重要。
- LPガス料金等の情報提供について、入居前に、宅建業者は、重要事項説明を必ずすると思う。その際、LPガス料金の仕組みもしっかり説明してもらいたい。
- 三部料金制について、事業者・消費者にしっかり認識してもらうことが必要。例えば法令上は、業務用も自治体施設向けも、三部料金制（設備費用の外出し表示・計上禁止）の対象となっているので、その点を徹底すべき。
- 貸付配管の問題について、戸建住宅のうち、特に建売住宅に注目してモニタリングを実施していただきたい。配管所有者と物件所有者を一致させる方向で省令等でも明確化していくべき。
- ブローカーや仲介業者による営業行為について、そうした外部委託事業者を使った営業行為であってもLPガス事業者が責任を負うべきであるということには賛同する。他方、外部事業者に委託すること自体が問題であるとの誤解を招かないようにしてもらいたい。

* 過大な営業行為に係る規律（正常な商慣習を超えた利益供与やLPガス事業者の切り替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止）に関するご指摘事項は、本資料の後半で引用・紹介。

(参考) LPガスの商慣行是正に向けた取組状況

制度整備

液石法施行規則の改正（2024年4月2日公布）

（1）過大な営業行為の制限（2024年7月2日施行）

- ① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ② LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

（2）三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）

- ① LPガス料金を請求する場合、基本料金、従量料金、設備料金に分けて通知することを義務付け（設備費用の外出し表示）
- ② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

* 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。
上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）

（3）LPガス料金等の情報提供（2024年7月2日施行）

- 賃貸住宅の入居希望者に対するLPガス料金等の事前提示の徹底
 - － 入居希望者から直接要請あった場合の対応義務
 - － 不動産関係者を通じた情報提供努力義務

取引適正化ガイドラインの改正（2024年7月2日改正）

* 上記規律の趣旨・目的、問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方を記載。

運用・解釈通達の改正（2024年7月2日改正）

実効性確保に向けた今後の取組

● 監視・通報体制の整備、厳正な対処

- ・ LPガス商慣行通報フォーム（2023年12月1日開設）に寄せられた情報の活用
- ・ 規制当局（国・自治体）による監視・執行体制の整備

● 関係省庁と連携した取組

- ・ 不動産関係者・建設業者への周知・対応要請【国土交通省】
- ・ 消費者・消費者団体等に対する周知啓発【消費者庁】
- ・ 市場監視・モニタリング【公正取引委員会、国土交通省、消費者庁】など

● 公開モニタリングを通じた継続的な市場監視

- ・ 有識者や消費者等の市場関係者が集まり、商慣行の是正状況について確認・議論。更なる制度見直しの要否も検討。
 - ✓ 通報フォームに寄せられた情報、事業者による自主取組宣言の実施状況、三部料金制の適用割合等のフォローアップ調査結果、関係省庁と連携した取組状況等について確認・議論
 - ✓ 大手LPガス事業者による取組状況のヒアリング
 - ✓ いわゆる「貸付配管」をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリング

など

事業者による自主的な取組

● 商慣行見直しに向けた取組宣言

- ・ 消費者に対し、事業者による商慣行是正に向けた法令遵守等の姿勢を見える化（公開モニタリングや取り締まり等において宣言内容を活用）

(参考) 液化石油ガス流通WG「中間とりまとめ」(2024年4月19日)・抜粋

Ⅲ. 商慣行是正に向けた対応方針

(3) 制度見直しの実効性を確保するための方策

④ 公開モニタリングの実施

今後、LPガス事業者による商慣行是正に向けた積極的な取組を促していくためにも、規制当局による取り締まりのみならず、有識者や消費者等の関係者が、本WG又はLPガス地方懇談会といった公開の場で、LPガス事業者の取組等、商慣行改革の動向について監視・モニタリングしていくことが必要である。

公開モニタリングの場では、例えば、以下のような内容を確認・議論していくことが考えられる。

- ✓ 通報フォームに寄せられた情報を集約・構造化した内容
- ✓ 「商慣行見直しに向けた取組宣言」の取組状況
- ✓ 大手LPガス事業者による商慣行是正に向けた取組状況（公開ヒアリング等）
- ✓ フォローアップ調査の結果
- ✓ 関係省庁と連携した取組状況

公開の場で様々な関係者が、LPガスの商慣行改革の動向を確認・議論していくことは、市場関係者による相互監視を通じた違法行為への抑止力にもつながり、また、市場監視機能を高めるという観点からも有益である。今回の商慣行改革を着実に推し進めていくためにも、当分の間、市場監視・モニタリングを継続していく必要がある。

また、当該議論を通じて、更なる改革・制度見直しの要否を検討していくことも期待される。

(参考) 第7次エネルギー基本計画 (2025年2月18日閣議決定) 抜粋

V. 2040年に向けた政策の方向性

5. 化石資源の確保／供給体制

(4) L Pガス

L Pガスは、化石燃料の中で温室効果ガス排出が少なく、約4割の家庭に供給され、備蓄体制も整備されており、可搬かつ貯蔵が容易で品質劣化のない分散型エネルギーである。国内需要の8割を占める輸入先は米国、カナダ、豪州で9割超と地政学リスクが低く、エネルギー安全保障にも資するうえ、ボンベで全国のどこへでも供給可能であり、災害時には、病院等の電源や避難所等の生活環境向上にも資する「最後の砦」としても、重要なエネルギー源である。

L Pガス備蓄については、有事の対応やアジアの需要増加に備え、現在の国家備蓄・民間備蓄を合わせた備蓄水準を維持する。L Pガス業界やJ O G M E Cと連携し、緊急時を想定した国家備蓄基地からの放出訓練や各地への輸送に係る詳細なシミュレーションを実施する。また、災害時に備え、自家発電設備等を備えた中核充填所の新設・設備強化を進めるとともに、病院・福祉施設や小中学校体育館等の避難所等における備蓄強化、発電機やG H P等の併設による生活環境向上を促進する。「災害時石油ガス供給連携計画」を不断に見直し、同計画に基づいた訓練を実施するほか、スマートメーターの導入による配送合理化等の取組を後押しし、人手不足中でも安定供給可能な体制を強化する。

なお、L Pガスを巡る商慣行を是正し、消費者からの信頼を確保すべく、過大な営業行為の制限等を内容とする新たな規律を設けたところ、その実効性確保のため、関係省庁とも連携し、違反行為の取り締まりや市場監視・モニタリングを継続実施する。

1. 規制当局による取組状況 **関係省庁と連携した取組状況**

2. 液石法等との関係で問題となる行為や 望ましい行為の考え方について

規制当局（自治体）における監視・執行体制整備

- 前回WGで報告したとおり、改正法令が公布された後、自治体担当者に対する**制度改正内容の周知・説明会**（5月）や、**執行体制整備の要請・説明会**（6月）、**立入検査マニュアル（チェックリスト）の共有**（8月）、**通報フォームに寄せられた情報の共有**（随時）などに取り組んできたところ。
- また、保安に関する地域ブロック会議や研修の場も活用し、取引適正化に関する説明・質疑を継続的に実施。
- 本年1月、前回WGの議論内容等も踏まえ、**改正法令の運用面に関する説明・意見交換会**を実施。**LPガス事業者による自主取組宣言の状況についても共有し、立入検査や指導・監督等に際して活用することを提案。**

改正省令公布後の主な取組

自治体担当者向け説明会（24年5月13～17日）

- 制度改正の内容について周知（各回1時間半、質疑応答あり）
- 担当者が参加しやすいよう9回に分けて集中実施。
～ 5/13(3回)、5/14、5/15(2回)、5/16、5/17(2回)、参加人数：延べ252人

自治体に対する執行体制整備の要請・説明会（24年6月）

- 6月24日付けで事務連絡（文書）を発出し、体制整備を要請
 - ① 実効性確保に向けた人員体制等の整備（立入検査等のマニュアル整備、担当者向けの定期的な研修等）
 - ② 所管のLPガス事業者による法令遵守や商慣行是正に向けた取組に対する指導・監督、及び、問題があると考えられる事案に対する厳正な対処
 - ③ 資源エネルギー庁において実施予定の市場監視・モニタリングへの協力
- 6/28、7/1、7/3、体制整備に向けた説明会を開催（延べ300人参加）

立入検査マニュアル（チェックリスト）の整備（24年8月）

- 資源エネルギー庁及び地方経済産業局が整理・とりまとめ。8月初旬に自治体に共有。
- 内容については、今後、適宜アップデートしていく予定。

自治体に対する執行強化に向けた協力要請・説明会（25年1月14～16日）

- 3日間、5回に分けて集中実施。
- 国・地方局による取組状況として、第10回WGの内容を中心に説明。LPガス事業者や業界団体から寄せられている声についても共有し、「更なる執行強化」、「規制当局による取組の見える化」に向けて協力要請。

【協力要請事項】

- 通報フォームに寄せられた情報等に基づく速やかな対応
 - ・ 立入検査だけでなく、タイムリーなかたちで事実確認・注意喚起を実施する など
- LPガス事業者による法令遵守体制確立に向けた指導徹底
 - ・ 業界団体とも連携しながら、取組宣言の公表が進むよう促す
 - ・ 所管事業者による実際の取組状況について確認・指導する など
- 改正省令第2弾施行後の調査の実施

規制当局（自治体）における取組状況（フォローアップ結果概要）

- 自治体（都道府県及び指定都市等）における立入検査等の実施状況について確認したところ（回答期限：1/20）、改正法令が施行された7月から現在までのLPガス事業者への立入検査等の実施数は、全体で約3,000件であった。
- 回答のあった71自治体のうち、立入検査等の中で、**14条書面や料金表示、今回の制度改正に係る事項について、指摘・是正・指導等を行った**との回答があったのは**41自治体**（これら自治体の立入検査等の実施数は約1,900件）。**本年4月施行の三部料金制に向けて準備するよう周知・指導する自治体が多かった。**
- なお、今年度はマニュアル等の整備を行い、実際の指導は来年度から実施予定とする自治体、また、所管する事業者の多くが小規模であるため、賃貸集合住宅への供給や貸付配管がなく、現時点では指導事例がないとの自治体もあった。

自治体による指導事例：

●全般

- 改正法令の内容について説明し、法令遵守を指導。
- 帳簿等が整理され次第、改正内容について検査予定。

●過大な営業行為の制限に係る規律

- 施行後に締結した賃貸集合住宅オーナー等との契約条項が、LPガス事業者の切替えを制限する条件に該当するとして、契約書の内容を見直そう指導。
- 過去に無償貸与が確認された事業者に対し、今後を行わないよう指導。
- 消費設備を無償貸与している形跡のあった事業者に対して指導。

●LPガス料金等の情報提供に係る規律

- 法改正の趣旨を知らず、家主や不動産会社に対して料金表を提示していなかった事業者に対し、早急に料金表を提供するよう指導。
- 賃貸住宅入居前にLPガス料金情報を提示できていなかった事業者に対し、早急に対応するよう指導。

●三部料金制の徹底に係る規律

- 三部料金制の導入に向けた準備状況を確認。
- 三部料金制の規律の理解度を確認の上、施行日までに対応するよう要請。
- 三部料金制に未対応な場合、今後の実施計画を報告するよう指導。
- 三部料金制に係る規律内容を周知し、設備料金の欄を追加するよう指示。
- 設備費用の外出し表示について請求書の記載方法を指導。
- 料金表・請求書等を確認し、三部料金制に係る対応について指導。
- 設備のリース料金等を従量料金に含めている事業者に対し、三部料金制の規律に対応したシステム移行を早期に行うよう指導。
- 消費設備について金額や支払い方法等について説明できなかった事業者に対し、整理して提示できるよう指摘。
- エアコン等の費用をLPガス料金に上乗せしている事業者に対し、適切な料金体系にするよう指導。
- 自社所有の消費設備がある場合は、14条書面にその旨記載するよう指導。

規制当局（本省・地方局）における取り締まり等の状況

- 前回WG以降 2 月末までの間に、**立入検査やヒアリングを通じて、通報フォームに寄せられた情報も踏まえた事実確認を実施（立入検査 7 件、ヒアリング 18 件）**。改正法令が施行された 7 月以降に情報提供された件数が多い事業者は概ねカバーしている状態。**国と自治体が連携して対応している事案もある。**
- 改正法令の施行日以降は無償貸与等の利益供与は行っておらず、その旨社内にも周知徹底しているとの反応が多いが、**法令に抵触する可能性を指摘し、改善等を要請した事案もある。**
- 定期的を実施している立入検査においても、改正法令施行後の無償貸与契約の有無や、社内体制整備等の取組状況について確認し、必要に応じて注意喚起・対応要請を実施。

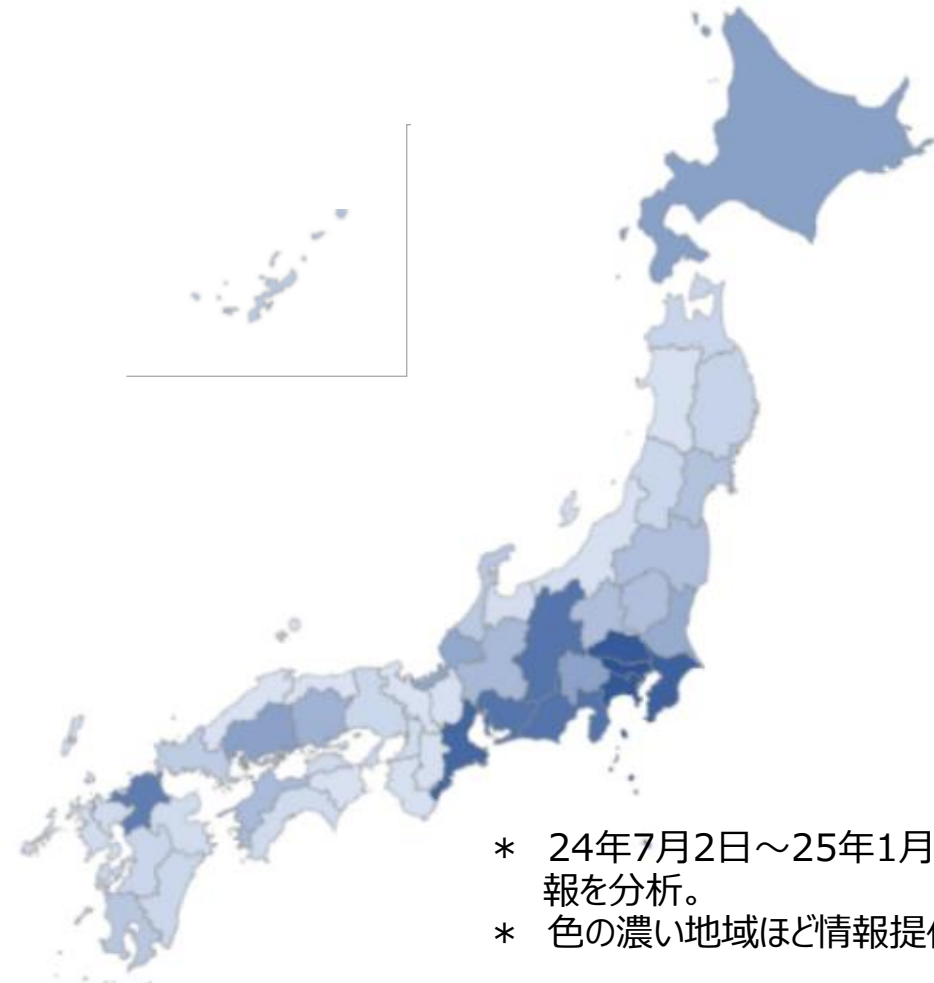
国による指導事例：

- ✓ LPガス販売契約の切り替えに際して、切替え前のLPガス事業者が無償貸与した設備をオーナーから買い取る行為は、法令違反になりかねず、消費者との間で精算するなど、適切に対応するよう要請。
（複数事例あり）
- ✓ LPガス事業者がオーナーとLPガス供給契約を締結するにあたって、オーナーに設備を販売する一方で、オーナーによる設備費用の支払いを猶予する行為は、実質的にこれまで行われてきた設備の無償貸与と変わらないため、対応を改めるべきと指摘。
- ✓ LPガス供給契約を切り替えたオーナーに紹介料を支払っている事業者に対し、過大な営業行為に抵触するおそれがあると指摘。
- ✓ 著しく安いLPガス料金や金券を提供することでLPガスの販売契約を獲得する行為について、その行為の妥当性に係る説明を聴取した上で、対外的に根拠をもって説明できるようにしておくことを指示。
- ✓ 改正法令施行後もエアコン設置等の営業行為を継続していることが確認された事案において、法令に抵触する可能性を指摘。当初は何が問題なのかとの反応があったものの、後日、会社幹部から、無償貸与等の営業行為を改め、職員全員への周知徹底を図る等を内容とする改善計画が提出された。
- ✓ 自助努力の範囲内でサービスを提供するという方針に基づき無償貸与等の営業行為を行っていた事業者に対し、法令に抵触する可能性を指摘し、対応を要請。
- ✓ 通報フォームに寄せられた情報に心当たりがないながら、改正法令の内容を改めて社内に周知するとの反応や、法令遵守が末端まで徹底されていないことを踏まえて各営業所の会議で従業員を指導する等の反応もあった。

通報フォームに寄せられた情報の集中分析（強引な勧誘行為）～消費者庁との連携

- 前回WGでは、通報フォームに寄せられたLPガス事業者による行為（約600件）のうち、約2割が強引な勧誘行為に関するものであった。委員からも、戸建住宅における訪問販売での強引な勧誘事例がまだまだ多いとの指摘もあった。
- また、情報提供件数が多い自治体について集中的に分析を行ったところ、地域によっては、強引な勧誘行為に関する通報が過半を占めることが明らかになった。これらの情報については消費者庁にも共有し、連携強化を図る。

- 情報提供件数の多い自治体について集中分析。
- 強引な勧誘行為（安値営業含む）に関する情報の割合をみると、以下のとおり。地域性のある課題であると考えられる。
- ・関東エリア
栃木は約半分、埼玉は2～3割、茨城は2割。
他方、神奈川は1割、千葉では多くはない。
長野は、安値営業に関する情報が多く7割。
静岡は2～3割。
- ・中部エリア
三重、岐阜はそれぞれ3割、愛知は2～3割
- ・その他
北海道、広島、岡山は特になし
鹿児島、岡山、福岡は1～2件程度



(2) 通報フォームに寄せられた情報②

改正法令の施行後の状況（2024年7月2日～10月末までの状況）

- 情報提供のあったLPガス事業者による行為（約600件）のうち、
 - 設備の無償貸与や安値提供、紹介料・リベート・キックバック、フリーメンテナンスサービスなど、オーナー等に対する利益供与に関するものが過半を占める。
 - 次いで、LPガス営業に関して断ったのに再訪問したり居座る等、強引な勧誘行為に関するものが2割弱。その他、LPガス料金が高等の指摘も寄せられている。
- 不動産関係者による行為（約60件）のうち、設備の無償貸与やフリーメンテナンス等、利益供与を求めるものが7割程度。ブローカー等による行為についてみると、利益供与に関するものに次いで、強引な勧誘行為に関する情報が多い。

<通報フォームに寄せられた情報の例>

- ✓ LPガスの営業として、LPガス事業者が、以下のような行為を行っている。
 - 給湯器、ガス消費配管のほか、エアコン、インターフォン等の設備について、無償貸与を行う、著しく安価で販売する、プレゼントする等
 - 物件所有者に設備費用を負担してもらうが、キャッシュバックや紹介料支払い、ポイント付与などの利益供与により相殺している
 - LPガス事業者を切り替えれば、賃貸集合住宅の物件所有者に対して1戸毎に紹介料や、毎月手数料を支払う
 - LPガス事業者の切り替え時に、切替え前の事業者が無償貸与していた設備の費用や違約金等について、物件所有者の代わりに、切替え後のLPガス事業者が支払っている
- ✓ LPガス事業者の切り替え条件は不明だが、他のLPガス事業者に切り替えられた。
- ✓ 設備の無償貸与やフリーメンテナンスを賃貸集合住宅所有者から求められ断ったところ、他のLPガス事業者に切り替えられた。
- ✓ LPガス事業者が、ブローカー等、外部の委託先を使って過大な営業行為や強引な勧誘を続けている。
- ✓ LPガス販売の仲介事業者が、無償貸与や紹介料の支払いを条件に顧客を獲得し、その顧客を提携しているLPガス事業者を紹介している。
- ✓ ホームページ等で公表している基本料金・従量料金から、かけ離れた安価で売り込み営業をかけている。
- ✓ LPガス料金が他の事業者と比較して高い。
- ✓ 一度断ったにも関わらず何度も訪問し、LPガス契約を切り替えるまで帰らずに居座る、勝手に敷地に入ってきてガスボンベを確認していく、現在契約しているLPガス事業者の悪口を言うなど、営業行為に問題がある。

不動産関係者や建設業者への対応～国交省との連携

- 「LPガス商慣行通報フォーム」に寄せられた情報等を端緒として、国土交通省・地方整備局、資源エネルギー庁・地方経済産業局が連携し、**不動産関係者に対する個別ヒアリングを全国各地で実施中。**
- 本年3月、引っ越しシーズンを迎えるにあたり、**賃貸集合住宅に入居前の消費者の方々に対するLPガス料金等の情報を提供について、国土交通省の協力の下、不動産関係者に対して協力を要請（3/13付けで依頼文書を発出）。**
- なお、本年2月中旬、資源エネルギー庁は、賃貸集合住宅のオーナーを対象として、LPガスの商慣行是正にかかる改正法令のさらなる周知もかねて、モニター調査を実施。詳細はとりまとめ中だが、
 - ✓ **制度改正の内容について認知していたオーナーのうち、「LPガス事業者からの説明を受けた」が6割強と最も高く、次いで、「不動産管理・仲介会社から説明を受けた」が4割弱、**
 - ✓ **過去に無償貸与された設備等について条件変更のお願い等をうけたことがあるオーナーは4割程度であり、このうち、「無料で貸与された設備等をリースに切り替えるなど、自ら費用負担することとなった」が4割程度と最も高く、次いで「無償で貸与された設備を自身で買い取った（全額精算又は分割払い）」が続いている**

との結果も得られており、LPガス事業者による商慣行是正に向けた取り組みが一定程度の成果を挙げていることがうかがえる。

1. 規制当局による取組状況
関係省庁と連携した取組状況

2. 液石法等との関係で問題となる行為や
望ましい行為の考え方について

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為について（問題提起）

- 前回WGでは、下記具体例を提示し、液石法等との関係での評価に当たっての視点や留意点についてご議論いただいた。
- いただいたご意見等も踏まえて、問題となる行為や望ましい行為の考え方、規制当局による取り締まり等の方針（案）を整理したところ、取引適正化ガイドラインに反映することの要否も含め、ご意見・ご議論いただきたい。

第10回液石流通WG資料
(24.11.20) 抜粋

【設備の売買と支払猶予】

- LPガス事業者がオーナーとLPガス供給契約を締結するに当たって、オーナーに設備を販売する一方で、LPガス供給契約の期間内は、オーナーによる設備費用の支払を猶予する行為についてどう評価するか。なお、当該設備の費用については、LPガス事業者が減価償却費として費用計上し、その償却期間内にLPガス供給契約を解約した場合は、当該設備の残存簿価相当の違約金が生じることとなっている（償却期間内であれば、オーナーによる費用負担はゼロ）。

【第三者に対する保証料支払いと、LPガス事業者による利益供与との相殺】

- オーナーが、LPガス事業者から紹介された、第三者の保証会社やリース会社等と設備の保証契約を結ぶ行為についてどう評価するか。なお、オーナーが負担する保証料は、LPガス事業者によるガスボンベ置き場代金の支払い相当額となっている（オーナーによる保証料負担は実質ゼロ）。

【紹介料の支払い】

- LPガス事業者を切り替えるにあたって、オーナーに対し、紹介料を支払う行為についてどう評価するか。同様に、LPガス事業者を切り替えるにあたって、消費者に対し、一定期間のLPガス料金割引等の利益供与を行う場合はどうか。両者の違いは、LPガス販売契約を結ぶ当事者に対する利益供与か否かであるところ、評価にあたっての視点・留意点として何が考えられるか。

【セット販売・営業】

- LPガス事業者が、オーナーとLPガス供給契約を締結するに当たって、例えば自社が販売する灯油をオーナーに無償提供する、灯油設備を無償貸与する等の行為についてどう評価するか。

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針（案）

- 過大な営業行為について、LPガス事業者の切替えを実質的に制限することにつながるかどうかにより評価するとの考え方については、
 - ① 改正法令上、LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結を禁止していること、また、
 - ② ガイドライン上、
 - i) 規律の趣旨として「消費者がLPガス事業者を選択しやすい環境を整備する」ことを掲げており、
 - ii) 問題となりうる行為の考え方として、継続的な利益供与は、LPガス事業者の切替えを長期に渡って阻害する効果を有する点に留意する必要があるとしていることから、
現行法令やガイドライン等とも整合的といえる。
- その上で、前回WGでは、賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与と、LPガス消費者に対する利益供与は分けて考えるべきとの指摘があった。すなわち、賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与については、
 - ① 本来家賃に含まれるべき設備の費用を、LPガス事業者に回収させるということ自体が問題であることに加え、
 - ② LPガス消費者の還元されとは限らず、
 - ③ 賃貸集合住宅のオーナー等がLPガス事業者にロックインされるきっかけになる、等の指摘があったところ、これを踏まえると、より厳しく評価すべきと考えられるのではないか。

【前回WGでいただいたご意見】

- 過大な営業行為に関して、LPガス事業者の切替えを実質的に制限してはいけないという切り口で考えるのが良いのではないか。
- 賃貸集合住宅においては、大家など物件所有者に対する一切の利益供与は、過大な利益供与として禁止すべきである。本来家賃に含まれるべき設備の費用を、ガス会社に回収させるということ自体が問題。他方、戸建住宅においては、賃貸集合住宅と違い、LPガスの消費者たる家主に対する利益供与となる。これに関しては、エアコンなど、LPガスとは無関係なものは商売上も必要ないためダメだと仕切るということではないか。
- 消費者に対するキャッシュバックやポイント還元などは、他の商材でも見られる話であり、その利益自体がLPガス消費者に返って行くというもの。これに対し、オーナーに対する紹介料の支払いは、LPガス消費者に還元されるわけではなく、オーナーがLPガス事業者にロックされるきっかけとなるため、慎重に確認していく必要がある。
- 賃貸集合住宅のオーナーに対する利益供与は、合理的な理由がない限りは消費者との契約確保を目的として行われた利益供与なのではないかと、疑いの目で見られても仕方ない。

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針（案）

- 改正法令上制限しているのは、「正常な商慣習を超えた」利益供与であるところ、利益供与の額の多寡で評価するというよりは、ガイドラインにも記載されているとおり、「他の事業分野の事例」に照らして正常な商慣習に相当するかどうかで判断するのが適当ではないか。例えば、事務局ヒアリングでは、賃貸集合住宅のオーナー等に対する紹介料の支払いは、LPガス以外の分野では現在は存在しないとの指摘もあった。また、前回WGでは、例えば洗剤程度のものであれば、一般的な商慣行のなかで認められる範囲となるのではないかと指摘もあった。
- もちろん、利益供与の額の多寡がLPガス事業者の切替えを制限する効果に影響することは考慮要素になりうる。前回WGでも、過大な利益が提供されると商品やサービスそのものの品質や価格による競争が成り立たなくなり、市場競争を歪めかねないとの指摘もあった。
他方、前回WGでは、余計な利益供与はせず安価なLPガス料金を消費者に提供することが今回の制度改正の趣旨であるとのこと意見や、特に賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与は一切禁止すべきとの厳しいご意見もあった。ガイドラインにおいても、オーナー等に対する利益供与行為が、事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした利益供与行為については、一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましいとしているところ、規制当局としては、引き続き、本WGのご意見を伺いつつ、過大な営業行為の制限に係る規律に関して、厳しく対処していくこととしたい。

【前回WGでいただいたご意見】

- 改正省令の趣旨は、余計な利益供与はせず、安いガス料金を消費者に提供せよという点にあると理解。紹介料の支払いにしろ、セット販売による利益供与にしろ、余計なことやると、改正省令の趣旨が実現できなくなる。そうしたものは禁止することだと思う。他方、例えば洗剤程度のものであれば、一般的な商慣行のなかで認められる範囲の営業行為になると思う。エアコンや収納ボックスはそれとは桁が違うということ。
- 過大な営業行為に関して、LPガス事業者の切替えを実質的に制限してはいけないという切り口で考えるのが良いのではないかと。利益供与の額が大きく、LPガス事業者を切り替えるとその部分をオーナーが支払わなければならない場合、実質的に切替え制限につながる。逆に、短期間で切替えられても問題のない金額であれば、切替えを縛るようなものではないといえるのではないかと。
- 賃貸集合住宅においては、大家など物件所有者に対する一切の利益供与は、過大な利益供与として禁止すべきである。（再掲）
- 独禁法上、過大な利益供与は、不当な利益による顧客誘引ということで問題とされうる。過大な利益が提供されると、商品やサービスそのものの品質や価格による競争が成り立たなくなるため規制されているものだが、これは、液石法上の規律の方向性とも整合している。洗剤のようなケースは本来的な競争をゆがめるものではないので問題ではないと思うが、継続的な利益供与の効果については考える必要があると思う。

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針（案）

【無償貸与設備の残存簿価による引き継ぎ】

- 改正法令施行前に締結された賃貸集合住宅のオーナー等との無償貸与契約（既存契約）について、他のLPガス事業者による契約の承継や残存簿価での貸付設備の買い取り等の問題が指摘されている。
 - これに関しては、規制当局として、切替え前のLPガス事業者が無償貸与した設備について、他のLPガス事業者が買い取る行為は、法令違反になりかねず、精算するなど適切に対応するよう指導した事例がある。また、前回WGでは、今回の制度改正の趣旨を踏まえれば、契約更新のタイミングで無償貸与設備を引き継ぐ行為については厳しく対処すべきとの指摘もあったところ。
 - いわゆる無償貸与といった商慣行そのものの是正を促し、消費者利益を確保するには、過去に行われた無償貸与についても契約更新を期に見直すことが望ましいことから、当該行為については、
 - ① 賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与についてはより厳しく評価する、
 - ② 利益供与の額の多寡ではなく、他の事業分野の事例に照らして正常な商慣習に相当するかどうかで判断する、との考え方も踏まえて、過大な営業行為の制限に係る規律（正常な商慣習を超えた利益供与の禁止、LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結禁止）の観点から厳しく対応するとともに、無償貸与設備の引き継ぎ費用がLPガス料金で回収しているとの前提で、三部料金制の徹底に係る規律（設備費用の外出し表示・計上禁止）の観点からも重点的に調査していくこととしたい。
- ※ 関連事例として、既存の無償貸与設備をオーナー等が買い取る費用について、他のLPガス事業者が負担することで当該オーナー等所有物件へのLPガス供給を確保するといった行為に関する情報も寄せられているところ、これについてどう評価するか。

【前回WGでいただいたご意見】

- 既存の無償貸与契約について、他のLPガス事業者による契約の承継や残存簿価での貸付設備の買い取り等の問題が生じてくる。賃貸集合住宅においては、既存の無償貸与契約の引き継ぎも含め、大家など物件所有者に対する一切の利益供与は、過大な利益供与として禁止すべきである。本来家賃に含まれるべき設備の費用を、ガス会社に回収させるということ自体が問題。他方、戸建住宅においては、賃貸集合住宅と違い、LPガスの消費者たる家主に対する利益供与となる。これに関しては、エアコンなど、LPガスとは無関係なものは商売上も必要ないためダメだと仕切るということではないか。（再掲）
- 既存契約の下での利益供与について、今回の制度改正の趣旨を踏まえれば、契約更新のタイミングでアウトになるという方向で進めるべき。契約の名義変更がありながら、既存契約の延長と勝手に解釈して、事実上、過大な営業行為を行っているケースはしっかりアウトであると明示すべき。

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針（案）

【その他の懸念される利益供与行為について】

- 前回WGでは、オーナー等に販売した設備について支払いを猶予する行為、オーナー等が負担する設備の保証料をLPガス事業者が別名目の利益供与により相殺する行為、LPガス事業者がオーナー等に対してLPガスボンベ置き場代金を支払う行為などについても、評価の視点についてご意見いただいた。
- これらについても、①賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与についてはより厳しく評価する、②利益供与の額の多寡ではなく、他の事業分野の事例に照らして正常な商慣習に相当するかどうかで判断する、との考え方も踏まえて評価するとともに、**当該行為を行う合理的な理由があるかどうか**との観点から、LPガス事業者からの説明を求めていくこととしたい。
- 引き続き、**問題があると懸念される行為については、本WGに論点提示**することで、問題となる行為や望ましい行為の考え方についてご意見を伺い、**取引適正化ガイドラインや規制当局による取り締まり等に反映**していくこととしたい。

【前回WGでいただいたご意見】

- 支払猶予については、当該行為の合理性が理解しがたい。**設備を売買して代金が発生する場合は、しかるべきタイミングで代金を払ってもらうのが普通だが、その支払いを猶予する行為は商慣行的にはおかしい**のではないかと。
- **法律の一般論では、ある行為を行う合理的な理由がない限りは、その真意を見るべきとの考え方がある**。支払い猶予など形を変えた利益供与についても、合理的な理由がない限りは消費者との契約確保を目的として行われた利益供与なのではないかと、疑いの目で見られても仕方ない事例であると見受けられる。
- 支払猶予について、費用の猶予額が大きければ、LPガス事業者を切り替えるとその部分をオーナーが支払わなければならない、実質的に切替え制限につながるということではないか。
- 設備の保証料とLPガスボンベ置き場代の相殺について、**そもそもLPガスボンベの置き場代金をLPガス事業者が支払うことは普通なのか**。他人の所有物が、他人の土地や建物に置いてある場合であっても、必ずしもその土地や建物を借りているということにはならない。例えば、レンタル家具屋のソファを建物の中に置いた場合、レンタル家具屋はその場所を借りていることにならないし、その場所代を払うということにもならない。**LPガスボンベのように、建物の使用者のために使っているものについては、置き場料金が発生することは合理的といえるのか**。
- LPガスボンベについては、無償で設置している場合もあれば、地代を払って設置している場合もある。**生活に必須のガスを供給するための設備なのだから無償で良いという考え方もある、一定の土地を専有しているのだから賃借料を払うべきとの考え方もある**。電力業界でいうと、マンションの変電室は、生活に必須なものとして提供するものなので地代を払わず無償で設置していたが、近年ではおかしいのではないかという議論も出てきている。
- 例えばボンベを4本置いているとして、その設置面積で相当とされる地代であれば合理的な範囲ではないかと思う。他方、ボンベ4本だけで月20万円も払っているのは過大なのではないか。そうした金額がオーナーに入ってこなくなることで、LPガス事業者の切替え制限につながると思う。